

2026 年度 日本前庭理学療法学会 研究助成募集要項

1. 研究助成の趣旨

本研究助成の趣旨は、前庭理学療法を科学的に検証し、臨床への示唆を与える調査研究について機器貸与による研究助成を行い、わが国の前庭理学療法の発展に寄与することである。

2. 研究助成の対象者

この学会会員またはこの学会会員を含む研究グループとする。なお、主研究者はこの学会会員に限るものとする。また当助成を受けたことのある申請者・共同研究者は前回の助成終了時より 1 年間は申請できないものとし、申請多数の場合は原則的に新規の申請者もしくは新規の研究テーマを優先的に採択することとする。

3. 研究助成対象テーマ

前庭理学療法に関する研究であれば、基礎・臨床を問わないものとする。なお 1 症例や少数症例の症例研究でも申請可能である。

4. 募集方法

公募とする。

5. 研究助成制度の種別

機器貸与型助成制度：課題研究に対し、前庭理学療法関連機器の貸与を実施する。

6. 機器貸与型助成制度における助成

助成件数は貸与可能な機器数に基づき 1 件とする。機器の貸与期間は最大 11.5 カ月とする。研究計画の段階で 11.5 カ月を超える貸与が必要な場合や、研究の振興によって貸与期間を延長する場合には学会に申し出る。また、不慮の事故に伴う故障については、この学会事務局に速やかに連絡したうえで、対応について話し合うこと。

7. 募集期間

2026 年 9 月 1 日(火) ～ 2026 年 9 月 30 日(水) (昼 12 時締め切り)

8. 応募要領

応募者は、所定の研究助成申請書（様式 1）にて、申請者および共同研究者の名簿と業績等を記載し、また、研究計画書（様式 2）にて、研究課題、研究の目的、方法を作成し、E メールにて申請する。研究助成が受託された場合は、物品賃借契約書（様

式 4) を自署にて記載し、E メールにて提出しなければならない。

9. 審査

- 1) 日本前庭理学療法学会の理事会で選考する。
- 2) 機器の借用者および機器については、審査を経て、理事会で決定する。
- 3) 審査にあたっては、申請者所属先の倫理委員会への申請状況を確認する。申請先を研究方法欄に明示すれば、倫理委員会申請前、申請中の研究についても助成研究に応募することができる。ただし、これらの申請研究の採択については、倫理委員会申請承認を条件とし、承認後に機器を貸与する。

10. 機器貸与の決定

機器の貸与者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み公平に審査し、決定する。理事長は、受給者を決定し、申請者に審査結果を E メールで通知するとともに、ホームページで公開する。

11. 機器貸与期間の延長

貸与の返却期間となっても、次年度の申請がない場合は希望により延長可能とする。

12. 研究助成該当者の責務

機器借用者は、研究の成果を翌年度(今回は 2028 年度)に開催される学術大会で発表する。また、翌年度 12 月末日(今回は 2028 年度)までに、研究成果報告書(様式指定)を理事会に必ず提出することとする。

13. 研究助成の明示

この学会の研究助成(機器貸与型助成制度)により前庭理学療法に関する機器を借用した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本前庭理学療法学会(英語の場合は Japanese Society of Vestibular Physical Therapy) 研究助成制度により前庭理学療法に関する機器を借用した”との旨を注記する。

14. 研究助成の延長申請

原則延長を認めない。特別な事情により延長が必要な場合には早急に学会に申し出る。

15. その他

上記の規定以外の事項が発生した際は、速やかに事務局へ連絡をすること。